

A
04
5

003-09

[沖縄県公文書館]



R00001419B

陳情請願に関する書類

一九五六年八月

陳情請願関係書類

(五五年)

第十九号

第二種

(十年)

官房総務課

判定済
2011



局長



課長

主任

係

嘆願書



一九五五年三月廿二時頃尖閣列島近海、東経一二三度二九分、北緯三五度四分の海上(琉球領海内)に於て
三清徳丸(五三九七)が中華民国々旗(青天白日旗)をかかげた二隻の
びう船(天守、金水進)におそわれ、

の三名が行方不明になった事件について、事件発生
以来搜索並びに遭難者の救助のために御盡力下さいました
軍、民両政府に対して厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、行方不明になった前記三名は、あれから三月近くしす
ぎた現在、いまだに何の消息もなく、生死も不明のままであり、そ
れに対する調査、搜索の経過についてはなんらの発表にも接し
ておりません。

人間三名が行方不明になったという事は、大事件であり、これが

内政局長
経済局長

あて

陳情書の送付のついで

左記陳情書は之を立法院本會議で行政府へ

お送り処理するも適当と認め決定され十月二日

主席ありて送付されてきたから貴局において

処理してもらいたい。

琉球政府

陸上であつた事件でもあれば全警察力をあげて捜査にあたるべきものと思ひます。

これが外国人によつてなされた犯罪であり、国際的な事件であるために不向に附され、沖縄縣民のことにわれわれ漁民の人权と安全が、常におびやかされ、いかに侵害されても、なんら訴えるすべも、抗議するすべもなく、ただ泣き寝入りするほかはないとすれば、これは人权問題としても由々しいことであります。

現在、この事件で親兄弟を失ひ、その生死も不明のまま、残された家族達は、三名の無事をひたすらに祈りつづけ、その帰りを一日千秋の思いで待ちわびています。その上、今度の事件で稼ぎ手を失つた、これらの家族達は子供らをかかえて毎日の生活にも、ことかく程困つております。これについても、今まで何らの対策もほとんどこされておりません。

3.3.3.

また、本事件発生当時、現場近海で操業中の〇戸六号オ三清徳丸
船員名一六九四名も、オ三清徳丸より逃げのびて来た人々の知らせにおどろいて、漁具を海に入れたまま、乗組員全部が八重山列島へ避難したため、その漁具全部を失ひ、そのため、その後一時操業を中止せざるを得なくなり、別表のとおり莫大の損害を蒙ります。

オ三清徳丸に似た訛船名はすべて中華民国(台湾)のものであり、この訛船名は警察当局に届けてあります。

諺によれば尖閣列島近海にはいまだに本事件のギョウ船と同類の怪ギョウが徘徊しているそうであり、また、実際にそれを目撃した船もあります。

琉球領海内の

同海域は漁場の少い沖縄で唯一の優秀な漁場であり、そこにこのようなギョウ船が徘徊するのは、われわれ漁民は安心して生

業を営むことが出来ません。

われわれ漁民の人権と安全を守るために、軍民両政府並びに
立法院がこれら怪劣行為の所屬心を正確につきとめて、行方不明に
拘た三名船の生命を救助し、かかる行為に嚴重抗議を申し込むと
共に、本事件によつて蒙た莫大な人的、物的損害に対する賠償に因
しても国際的に強く訴之せるよう努力されることを希望し、
左の四項に対してとくに御配慮下さるよう切に御願ひ致しま
す。

一、行方不明に拘た [redacted] の捜索救助について、
一、劣行為の不法行為によつて生じた物の損害に対する補償、賠償について、
一、漁民の生命と安全を守るための措置について、
一、行方不明者の家族に対する応急的な生活救援について、
右嘆願致します。

一九五五年五月 日

住所 佐敷村 [redacted]

第三清徳丸船主 [redacted]

住所 佐敷村 [redacted]

第一清徳丸船主 [redacted]

住所 那覇市 [redacted]

行方不明者家族代表 [redacted]

住所 与那原所漫業協同組合

組合長 富直正仁 [redacted]

